



埼玉県報

第689号
令和8年(2026年)
1月30日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則(福祉政策課)
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(疾病対策課)
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則(出納総務課)

管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程(公営企業・財務課)
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除(水環境課)
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

令和 8 年(2026 年)1 月 30 日

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

- 土木積算システム維持管理業務委託に関する契約の相手方等の公示 (建設管理課)
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路環境課)
- 会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示 (出納総務課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

雑報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告 (住宅課)

正誤

- 埼玉県告示第 68 号中訂正 (河川砂防課)

規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則
をハリに公布す。

令和八年一月二十一日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第一号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する
規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則
第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四廿「(100万円)を「(200万円)」と、

賃借料

100万円
以上

△ (テレビ受信料、会 場使用(借上)料、 寝具借上料、自動車 使用料、不動産の借 入れに係る長期離 続契約によるもの 及び100万円未満の もの◎)	1,000万円以 上	200万円 以上
---	---------------	-------------

△
(テレビ受信料、会
場使用(借上)料、
寝具借上料、自動車
使用料、不動産の借
入れに係る長期離
続契約によるもの
及び200万円未満の
もの◎)

200万円
未満
○
2,000万円以
上

「500万円」を「1,000万円」と、

△ (テレビ受信料、会 場使用(借上)料、 寝具借上料、自動車 使用料、不動産の借 入れに係る長期離 続契約によるもの 及び200万円未満の もの◎)	2,000万円以 上	1,000万円 以上
---	---------------	---------------

「で 100 万円」を「で 200 万円」に改める。

附 則

- 1 ノの規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の規定は、令和八年度の予算の執行に係るものから適用し、令和七年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第1条関係）

指定医療機関変更届出書

年　月　日

(宛先)

埼玉県知事

開設者・事業者の代表者

〒

住所又は所在地

氏名又は名称

難病の患者に対する医療等に関する法律第19条の規定により、指定に係る事項を次のとおり変更したので届け出ます。

区分 (該当するものに○) 分	1病院 2診療所 3保険薬局									
	4指定訪問看護事業者等 (右の該当するものに○)									
コード	1	1								
管理番号										
指定医療機関の名称										
変更事項 (変更する事項に○を付け、別紙に変更内容を記入すること。)	1	開設者・事業者情報の変更								
	2	医療機関情報の変更								
	3	役員情報の変更								
変更年月日	1	年　月　日								
	2	年　月　日								
	3	年　月　日								

注1 「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者等にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入すること。

注2 「コード」欄について、病院又は診療所の場合は医療機関コード、保険薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記入すること。

注3 「管理番号」欄について、指定医療機関指定書右上に記載されている7桁の番号を記入すること。

別紙

変更事項について、「変更前」、「変更後」の情報を記入すること。

変更事項		変更前	変更後
1 開設者 ・事業者 情報	事業者名 (個人の場合は氏名)		
	代表者職名 (個人の場合は不要)		
	代表者氏名 (個人の場合は不要)		
	住所又は所在地	〒	〒
2 医療機 関情報	(フリガナ)		
	名称		
	所在地	〒 埼玉県	〒 埼玉県
	電話番号		
3 役員情 報 ※ 5名以 上の場合 は別葉に 記載した 書類を添 付	職名①		
	氏名①		
	職名②		
	氏名②		
	職名③		
	氏名③		
	職名④		
	氏名④		

附 則

- 1 この規則は、令和八年二月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則を以て公布する。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第三号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第八十条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「百万円」を「一百万円」に改め、同条第一号中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第一百三十三条第一項第一号中「十万円（）」を「二十万円（）」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第一百七十二条第一項中「百万円」を「二百万円」と、「千万円」を「一千万円」に改める。

別表第一三項中「1,000万円」を「2,000万円」と、「500万円」を「1,000万円」に改める。

別表第二第八項中「100万円」を「200万円」と、「300万円」を「500万円」に改め、同表第九項中「洗たく代」を「洗濯代」と、「100万円」を「200万円」に改め、同表第十項中「1,000万円」を「2,000万円」と、「500万円」を「1,000万円」に改め、同表第十一項中「500万円」を「1,000万円」と、「100万円」を「200万円」に改め、同表第十二項中「100万円」を「200万円」に改め、同表第十五項中「500万円」を「1,000万円」と、「300万円」を「500万円」と、「100万円」を「200万円」に改め、同表第十一項中「500万円」を「1,000万円」と、「300万円」を「500万円」と改め、同表第十一項中「500万円以上未満」を「1,000万円以上未満」と改め、同表第十一項中「500万円未満」を「1,000万円未満」と改める。

「」を「

1,000万円以上未満	500万円以上未満	500万円未満	500万円未満
-------------	-----------	---------	---------

」に改め、同表第十一項中「500万円」を「1,000万円」と、「300万円」を「500万円」と改める。

「300万円」を「500万円」と改め、「500万円」を「1,000万円」と改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県財務規則の規定は、令和八年度の予算の執行に係るものから適用し、令和七年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第1号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年一月二十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 晃 之

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程(昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第百九条中「五十万円」を「百円」に改め、同条第一項中「百円」を「一百円」に改める。

第百十九条の四第一項中「百円」を「一百円」に改める。

第一百一十八条第二項第一号中「十万円」を「二十万円」及び「五十万円」を「百万円」に改める。

〔
3 委託(2に掲げるもの、施設の運転及び管理並びに浄水発生士の処分及び収集運搬を除く。)
3 委託(2に掲げるもの、施設の運転及び管理並びに浄水発生士の処分及び収集運搬を除く。)
1,000万円以上未満
1,000万円以上未満
500万円以上未満
500万円以上未満
1,000万円以上未満
1,000万円以上未満
500万円以上未満
500万円以上未満
1,000万円以上未満
1,000万円以上未満
〕

〔
3 委託(2に掲げるもの、施設の運転及び管理並びに浄水発生士の処分及び収集運搬を除く。)
3 委託(2に掲げるもの、施設の運転及び管理並びに浄水発生士の処分及び収集運搬を除く。)
1,000万円以上未満
1,000万円以上未満
500万円以上未満
500万円以上未満
1,000万円以上未満
1,000万円以上未満
500万円以上未満
500万円以上未満
1,000万円以上未満
1,000万円以上未満
〕

別表第七の1に次のように改める。

別表第七の2(第139条の2、第139条の5、第148条の2関係)

支出負担行為の決裁及び合議区分

区 分	決 裁 区 分			△ 支出負担行為決議書	合 議 区 分	摘要要
	管理 者	局 長	部 長			
費目等				◎ 支出負担行為決議書 兼支払伝票又は支払 替伝票	経営企画 部長	財務 課長
給 報 酬、 手当等及 び費 用	費		○	○		
退職給付 法 定 福 利 費			○	○		
共済組合 労災保険料 社会保険料						
厚 生 福 利 費			○	○		
報 償 費				○ 〔 200万円未満のもの 〕	200万円 以上	
旅 費 及 び 研 修 費				○ ○		
交 際 費				○ 〔 光熱水費及び200万円 未満のもの 〕	500万円 以上	
消 耗 品 費、 印 刷 製 本 費、 被 服 費				○ 〔 光熱水費及び200万円 未満のもの 〕	3億円 以上	
修 繕 費	5億円以上 以上 1億円未満	3億円以上 5億円未満	2億円以上 2億円未満〔 200万円未満のもの 〕	3億円 以上	2億円 以上	
燃 料 費、 動 力 費	1億円以上 以上 1億円未満	5,000万円 以上 1,000万円 未満	1,000万円 〔 200万円未満のもの 〕	5,000万円 以上	1,000万円 以上	

渠 品	費 1億円以上	1,000万円 以上 1億円未満	1,000万円 未満	$\left(\begin{array}{l} 200\text{万円未満のもの} \\ \triangle \\ \circledcirc \end{array} \right)$	1,000万円 以上 1,000万円 以上
通信運搬費、広告料、手数料、保険料			○	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \text{電報、電話料、郵便料、葉書代、運賃費、手数料及び200万円未満のもの} \\ \circledcirc \end{array} \right)$	200万円 以上
委託建設工事の設計調査、測量又は監理の委託	1億円以上	5,000万円 以上 1億円未満	2,000万円 以上 2,000万円 未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \\ \circledcirc \end{array} \right)$	5,000万円 以上 2,000万円 以上
施設の運転、管理一括委託	○		2,000万円 以上	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	○ ○
施設の運転、管理一括委託以外のもの及び浄水発生土の処分、収集運搬			1,000万円 以上 2,000万円 未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	2,000万円 以上 1,000万円 以上
その他の場合		2,000万円 以上	1,000万円 未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	2,000万円 以上 1,000万円 以上
料賃建設工事に係るもの		500万円 以上	500万円 未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	500万円 以上
借入金その他の場合		1,000万円 以上	200万円 以上 200万円 未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	200万円 以上
料固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	3億円以上 5億円未満	2億円以上 3億円未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	3億円 以上 2億円 以上
たな卸資産の購入に係る費用			○	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	
土地の買入れ又は地上権の設定(買入れ又は設定の委託を含む)	7,000万円以上又は面積20,000m ² 以上のもの	6,000万円以上 7,000万円未満	5,000万円以上 6,000万円 未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	6,000万円 以上 5,000万円 以上
負担金及び交付金	2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	200万円以上 1,000万円 未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	1,000万円 以上 200万円 以上
貸付金		2,000万円以上	1,000万円以上 1,000万円 未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	2,000万円 以上 1,000万円 以上
補償	固定資産の買入れに係るもの及び建設工事に係るもの	7,000万円以上	5,000万円以上 7,000万円未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	7,000万円 以上 5,000万円 以上
その他の場合		200万円以上	100万円以上 200万円 未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	200万円 以上 100万円 以上
費償還金、利子及び取扱い諸費		1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	
投資資金運用に係るもの用方針を定めたもの			○	$\left(\begin{array}{l} \triangle \\ \triangle \end{array} \right)$	
その他の場合	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	△	1,000万円 以上 500万円 以上	

寄 附 金	100万円 以上	50万円 以上 100万円 未満	50万円 未満	△	100万円 以上	50万円 以上
公 課 費			○	◎		
繰 出 金		○		△		500万円 以上
固定資産（リース資産 を含む。）の取得に係 る経費のうち上記費目 等以外のもの	2,000万円 以上	1,000万円 以上 2,000万円 未満	500万円 以上 1,000万円 未満	500万円 未満	200万円未満のもの ◎	500万円 以上 車両運 搬具の 購入に あって は200万 円以上

備考 1 ○印は金額に制限なく当該欄の範囲にあるものが決裁できることを示す。

2 ○印のもの又は準備契約したものについては、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができる。この場合は、課長又は所長の決裁とし、合議は省略するものとする。

3 上記の区分にかかわらず、重要又は異例と認めるものの支出負担行為は、経営企画部長及び理務課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けるものとする。

4 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期維持契約（単価契約に該当するものを除く。）によるものについては、支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができない。

5 この表の定めにかかわらず、条例で定めた長期維持契約及び不動産の賃貸に係る長期維持契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。（リース資産の取扱に係る経費を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。）

6 支出負担行為の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額額の額により、増額変更の場合は増額後の額によること。

7 修繕費、固定資産の取扱に係る工事請負費、土地の買入れ又は地上権の設定並びに固定資産の買入れ及び建設工事に係る委託料（地方公共団体（地方行政法人・水道事業団・土地区画整理事業団・水資源機構、独立行政法人・鉄道建設・整備支援機構及び独立行政法人・郵便・手荷物輸送機構を含む。）並びに鉄道会社、電力会社、電信電話会社、東日本高速道路株式会社又は首都高速道路株式会社との委託契約に要するものについては、委託料等の科目等ではなく）、それぞれの費用等を適用するものとする。

8 地域整備事業会計及び水道用具供給事業会計に係る支出負担行為で、部長以上が決裁するもののうち、合議を必要とするものは、あらかじめ地域整備課長に合議しなければならない。

9 工業用温水道事業会計に係る支出負担行為で、部長以上が決裁するもののうち、合議を必要とするものは、あらかじめ水道企画課長に合議しなければならない。

三 訂

この規定は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年一月二十一日

埼玉県下水道事業管理者 北田 健夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十一條中「五十万円」を「四万円」に改め、同条第一号中「四万円」を「一
百万円」に改める。

第百六十七条第一項中「四万円」を「二四万円」に改める。

第百八十五条第一項第一号中「十万円（）」を「三十万円（）」に改める。

別表第四4中「500万円」を「1,000万円」に改める。

別表第五を次のとおり改める。

別表第五（第187、190、204、205条関係）

区分	支出負担行為の決裁区分及び合議区分		△ 書兼支払伝票又は支出 負担行為決議書兼振替 伝票	合議区分 下水道管理 課長
	決裁区分	様式の区分 △ 支出負担行為決議		
管理者	局長	課長及び所 長	○	○
科目等			○	○
給与費 (報酬、給料、手当等 及び退職給付費)			○	○
法定福利費 (共済組合負担金、労 災保険料及び社会保険 料)			○	○
厚生福利費			○	○
報償費			○	○
旅費及び研修費			○	○
交際費			○	○
消耗品費、燃料費、光 熱水費、動力費、印刷 製本費、修繕費、薬品 費、被服費及び雑費			○	△ (燃料費、光熱水費、 動力費及び200万円未満 のもの) ○
通信運搬費、広告料、 手数料及び保険料			△ (電報、電話料、後納 郵便料、葉書代、郵券 代、運搬費、手数料及 び200万円未満のもの ○)	500万円以上 (修繕費に あっては 2,000万円以 上)

建設工事の設計調査、測量又は監理の委託	1億円以上 満	2,000万円以2,000万円未 上1億円未満	△	2,000万円以上
施設の運転及び管理	2,000万円以2,000万円未 上 満	△	2,000万円以上	
その他の場合	1,000万円以1,000万円未 上 満	△	1,000万円以上	
建設工事に係るものの他の場合	300万円以上 200万円以上	300万円未満 200万円未満	△	300万円以上
建設工事に係るもの及び賃借料			△ (テレビ受信料、会場使用料、自動車使用料、不動産の借入による長期継続契約によるもの及び200万円未満のもの○)	
固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上 5億円未満	2億円以上 5億円未満	△ (200万円未満のもの○)	2億円以上
たな卸資産の購入に係る費用		○	△ (会議用負担金及び団体構成員としての負担金○)	
土地の買入れ又は地上権の設定（買入れ又は設定の委託を含む。）	7,000万円以上 上又は面積20,000m ² 以上 のもの	5,000万円以上 7,000万円未満 満	△	5,000万円以上
負担金及び交付金		1,000万円以上 上 満	△ (企業債の元利償還金及び一時借入金利息○)	1,000万円以上
貸付金		1,000万円以上 上 満	△	1,000万円以上
固定資産の買入れに係るもの及び建設工事に係るもの		5,000万円以上 上 満	△	5,000万円以上
その他の場合		50万円以上 50万円未満	△	50万円以上
償還金、利子及び取扱い諸費		500万円以上 500万円未満 ○	△ (企業債の元利償還金及び一時借入金利息○)	
投資及び出資金		500万円以上 50万円以上	△	500万円以上
寄附金		50万円未満	△	50万円以上
公課費		○	△	500万円以上
繰出金		○	△ (車両運搬具の購入にあつては100万円以上)	
固定資産の取得に係る経費のうち上記費目等以外のもの	2,000万円以上 満	500万円未満 2,000万円未 満 ○	△ (200万円未満のもの あつては100万円以上)	

備考

- 1 ○印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。
- 2 ○印のものは単価契約したものについては、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出合意書兼振替伝票を使用することができる。この場合は、課長又は所長の決裁とし、合意は省略するものとする。
- 3 上記の区分にかかわらず、重要又は異例と認めるものの支出負担行為は、下水道管理課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けるものとする。この場合は、課長又は所長の決裁とし、合意は省略するものとする。
- 4 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）によるものについては、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができない。

5 この表の定めにかかるらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入に係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数に秉じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。

6 支出負担行為の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額によるものとする。

7 固定資産の取得に係る工事請負費、土地の買入れ又は地上権の設定並びに固定資産の買入れ及び建設工事に係る補償費に準ずる委託料で、国（独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人都市再生機構を含む。）、地方公共団体（地方共同法人日本下水道事業団、土地開発公社を含む。）又は鉄道会社、電力会社、電信電話会社、東日本高速道路株式会社若しくは首都高速道路株式会社との委託契約に要するものについては、委託料の費目等ではなく、それぞれの費目等を適用するものとする。

8 局長以上が決裁するもののうち、下水道管理課長に合議を必要とするものは、あらかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。

9 この表の定めにかかるらず、第152条第10号に該当する契約については、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができる。

註 三

1 ノの規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県流域下水道事業財務規程の規定は、令和八年度の予算の執行に係るやむをへの適用し、令和七年度の予算の執行に係るやむをへこゝせ、なね従前の例にじめ。

告 示

埼玉県告示第七十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和七年埼玉県告示第六百三十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県蕨市中央六丁目三番十の一部）

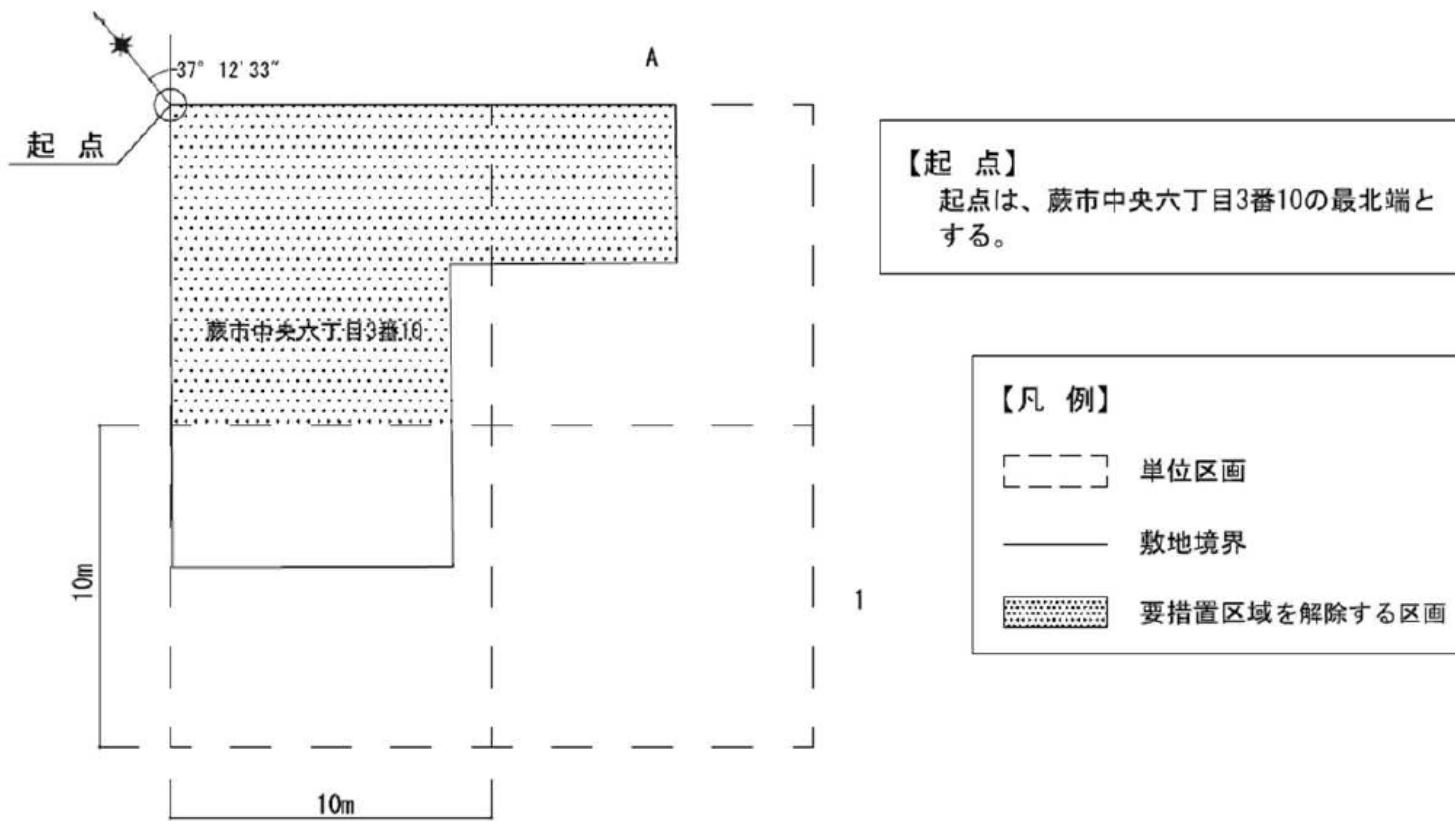
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類

クロロエチレン及びテトラクロロエチレン

三 講じられた実施措置

基準不適合土壤の掘削による除去

別図



告 示

埼玉県告示第七十八号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお
いて縦覧に供する。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県告示第七十九号

告示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年一月三十日

埼玉県知事
大野元裕

Z E N 歯科	院 狹山つむぎ歯科医	科 Ark若葉駅前内 クリニツク	ニツク	鶴瀬メンタルクリニツク	会 つばき訪問ケ アクリニツク	医療法人社団靖心	堀江医院	ク	医療法人大塚医院 ファミリークリニツク	名 称
梁 有 一	青 島 一 央	竹 本 政 宏	田 邊 裕 喜	心 会	医療法人社団靖	堀 江 叢	リニツク	医療法人大塚医 院ファミリーク	開設者名	
草 加 市 谷 塚 上 町 六 二 一 一 六	狭 山 市 広 澪 東 二 一 四 三 一 八 た ば ら ビ ル 一 F	坂 戸 市 関 間 四 一 一 二 一 一 五 ピ ア リ ー プ レ イ ス ヒ サ 一 〇 一	富 士 見 市 鶴 濑 東 一 一 九 一 二 四 五 階 D	羽 生 市 中 央 三 一 一 一 一 三	六	所 沢 市 小 手 指 町 三 一 一 一 一 一	熊 谷 市 大 麻 生 一 三 九 六	所 在 地		
一日 令和八年一月	一日 令和八年一月	月十五日 令和七年十二	一日 令和八年一月	月一日 令和七年十二	月十四日 令和七年十一	月一日 令和七年十一	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	指 定 年 月 日	

訪問看護ステーションいつき八潮	株式会社ハート	八潮市八潮六一一二一一
見 い・ホスピス富士	ファミリー・ホスピス株式会社	富士見市渡戸二一五一四六

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所	所在地	指定年月日	
				名稱	所在
塚川英之	ふれディア朝霞	朝霞市東弁財一―三―四	朝霞市	朝霞	令和七年十二月十二日
深井優大	丸山修	ステーション	霞台駅前ビル八F	霞台駅前ビル八F	令和七年十二月一日
株式会社ひまわりケアサービス	所沢店	オーロラ治療院	所沢市西新井町二二一一	所沢市西新井町二二一一	令和八年一月一日
三一一五一B二〇三					

埼玉県告示第八十号

告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定医療機関

所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
二 深谷市東方町二一一七 一〇一号室	深谷生協訪問看護ステーション	ともいき訪問看護ステーション	わおん訪問看護ステーション草加	歩	社会医療法人至仁会 よしかわ訪問看護ステーション	医療法人充仁会 たきがわクリニック	医療法人充仁会 相良医療法人充仁会	胃腸科 わクリニック	医療法人充仁会 たきがわクリニック
二 深谷市東方町二一一五 一二B棟一階	深谷市東方町二一一五	草加市瀬崎七一一一 二三BlumeFine	草加市稻荷二一三七一 五新栄商事ビル一〇一	号室	所沢市若狭三一一五七 六一一	所沢市御幸町一一一 豊栄ビル四階	所沢市寿町二七一七 ○四	所沢市東狭山ヶ丘四一 二六六〇一三	所沢市寿町二七一七 コンセールタワー所沢二 一二B棟一階

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
施術所	施術所		
所在地	名称	所在地	名称
新井 誠	齊藤 徹	(追加)	(追加)
ク曙ビル七〇三 二五一一二オリンピツ	東京都立川市曙町一 一六陶板浴ルミアン	株式会社東京在宅サー ビス立川事業所	フレアス在宅マツサ ージ所沢施術所
二階	所沢市緑町一一一九	行田市長野一四一	熊谷・行田店

埼玉県告示第八十一号

告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
堀江医院	所沢市小手指町三一一一六	令和七年十一月十 三日
大塚医院ファミリーク リニック	熊谷市大麻生中郷前一三九六	令和七年十一月三 日
つばさ訪問ケアクリニ ック	羽生市中央三一一二三	令和七年十一月三 日
医療法人社団さかい 皮膚科	戸田市下戸田一一七一一六ダイヤメゾン	令和七年十二月一 日
山田こどもクリニック	戸田公園一階	令和七年十一月三 日
戸田ファミリー歯科	ふじみ野市上福岡一一五一一八 二階	令和七年十一月三 日
ファーマシー山賀	戸田市下戸田一一八一一二パティオ戸田 公園二F	令和七年十一月三 日
志木市館二一一七一四	戸田市下戸田一一八一一二パティオ戸田 公園二F	令和七年十一月三 日
十日 令和七年十一月三	十日 令和七年十一月三	十日 令和七年十一月三

くるみ薬局	児玉郡神川町元阿保三六〇一一	令和七年十一月三日	羽生市南三一三一一四
有限会社ミカド薬局	熊谷市籠原南三一一八三	令和七年十一月三日	羽生市南三一三一一四

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所	廃止年月日
迫真也			
本庄見福整骨院	名称	施術所	
本庄市見福五一一六九一	所在地		
六日	令和七年九月二十		

告 示

埼玉県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があつた。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

科	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団さかい皮膚	戸田市下戸田一一七一一六		
ダイヤメゾン戸田公園一階	令和七年十一月十三日		

告 示

埼玉県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県法人昭友会		ケアハウス緑風苑		名称	所在地
比企郡和泉七〇四滑川町		行田市須加一五二九		開設者名	
医療法人昭友会		社会福祉法人清幸会		サービスの種類	指定年月日
介護予防管理	介護予防管理	施設入居者特定	介護予防特定	特定施設入居者生活介護	令和八年一月一日
令和七年三月一日		令和八年一月一日		令和八年一月一日	

埼玉県告示第八十四号

告示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

令和八年一月三十日

埼玉県知事
大野元裕

歩間仁社会看護ステーション訪至 会医療法人よしかわヨウ訪至	新座アスケア訪問入浴	所沢アスケア訪問入浴		株式会社熊谷支店事業部	石田屋松本材			介護老人福祉施設はすだの森	
在事業所所	称事業所名	称事業者名	称事業所名	称事業者名	称事業所名	在事業者所	称事業者名	称事業所名	在事業者所
一 所沢市五丁目七番六号 三	いざ護りセントサヒンタ在宅介に	アサヒサンヒン株式会社	アサヒサンヒン株式会社	アサヒサンヒン株式会社	アサヒサンヒン株式会社	○四五	株式会社木松	介護老人福祉施設蓮田園	蓮田市江ヶ崎〇〇三
六〇 所沢市四丁目三番二号 六山	入浴アスケア新座訪問	C株式会社arreAS	入浴アスケア所沢訪問	C株式会社arreAS	業松屋株式会社木谷支店	六藤岡群馬県藤岡市九三六〇	株式会社石屋	介護老人福祉施設森	加須市琴寄二〇一三
介訪問予看防護訪問看護	介訪護問入浴予防訪問介護	介訪護問入浴予防訪問介護	介訪護問入浴予防訪問介護	介訪護問入浴予防訪問介護	介護用具貸与特定介護用具販売	介護用具貸与特定介護用具販売	介護用具貸与特定介護用具販売	介護老人福祉施設	

告 示

埼玉県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日	
ゆたか	春日部市谷原新田二二二二〇	通所介護		
居宅介護支援	設介護療養型医療施設	短期入所療養介護	居宅介護支援	通所介護
一日 令和四年三月三十	十一日 平成十五年三月三	十日 令和七年十一月三		

医療法人社団武藏

新座市堀ノ内三
一四一三〇

居宅介護支援

告 示

埼玉県告示第八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

- 1 購入等件名及び数量
土木積算システム維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県土整備部建設管理課土木積算担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 12 月 22 日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号
- 5 隨意契約に係る契約金額
59,433,550 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第八十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	さいたま春日部線	
先まで	埼玉県春日部市粕壁三丁目六三二四番三地	埼玉県春日部市粕壁字八木崎六七一三番一 地先から

告 示

埼玉県告示第八十八号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和八年度の予算の執行に係るものから適用し、令和七年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

別表第一第五項第一号イ(1)を削り、同号イ(2)中「建設工事等に係る委託料」を「委託料（建設工事に係る設計、調査及び監理、庁舎、公園、道路及び河川の維持管理並びに測量に係るものに限る。）」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)中「及び(2)」を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号口及び同項第三号中「から(3)まで」を「及び(2)」に改める。

告 示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年一月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉

亨

一 日 時
令和八年二月五日 午前十時

二 場 所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議 題

イ 県議会令和八年二月定例会提出予定案件について
ロ その他

雑報

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条
第一項の規定に基づき、埼玉県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うことになったので、同条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和八年一月三十日

埼玉県住宅供給公社理事長 庄 司 健 吾

一 管理を行う者の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う県営住宅等

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）別表に掲げる県営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するることを除く。）を行うこと。
ロ 前記イに付随する業務を行うこと。

四 管理を行う期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

正 誤

埼玉県告示第六十八号（令和八年一月二十三日六百八十七号）中訂正

ページ 行

一 前から十

誤

埼玉県所沢市大字北上安松字道上二百八十二番地一外二百六十三筆

正

埼玉県所沢市大字上安松字道上二百八十二番地一外二百六十三筆